

建築基準法第43条第2項第2号許可申請の手続き要領の一部を改正する要領（案）

建築基準法第43条第2項第2号許可申請の手続き要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="159 735 421 767"><b>I. 許可申請手続き</b></p> <p data-bbox="159 786 383 818">1. 手続きの流れ</p> <p data-bbox="210 834 1120 866">許可申請の前に事前相談を行い、基本計画の了承を得る必要があります。</p> <p data-bbox="230 882 524 914">(P16 手続きの流れ参照)</p> <p data-bbox="210 930 633 962">◎相談窓口及び各手続きの提出先</p> <p data-bbox="237 978 1128 1058">計画調整局建築指導部建築企画課（市役所庁舎 3 階 建築指導部 ②番窓口）</p> <p data-bbox="159 1121 327 1153">2. 事前相談</p> <p data-bbox="210 1169 757 1201">次の図書を作成し、1部提出してください。</p> <p data-bbox="210 1217 1122 1297">図書の作成は、申請者（代理者）が自身の調査結果に基づいて作成してください。</p> <p data-bbox="210 1313 1128 1393">図書の提出後、大阪市担当者が提出図書と現地の状況が合致しているか等を確認し、調査結果をお知らせします。</p> <p data-bbox="210 1409 1128 1441">※ 図書の添付漏れ、記載漏れ等がある場合は事前相談図書を再提出して</p>	<p data-bbox="1160 735 1422 767"><b>I. 許可申請手続き</b></p> <p data-bbox="1160 786 1384 818">1. 手続きの流れ</p> <p data-bbox="1211 834 2121 866">許可申請の前に事前相談を行い、基本計画の了承を得る必要があります。</p> <p data-bbox="1232 882 1301 914">(P15)</p> <p data-bbox="1211 930 1635 962">◎相談窓口及び各手続きの提出先</p> <p data-bbox="1238 978 2130 1058">計画調整局建築指導部建築企画課（市役所庁舎 3 階 建築指導部 ②番窓口）</p> <p data-bbox="1160 1121 1328 1153">2. 事前相談</p> <p data-bbox="1211 1169 1758 1201">次の図書を作成し、1部提出してください。</p> <p data-bbox="1211 1217 2123 1297">図書の作成は、申請者（代理者）が自身の調査結果に基づいて作成してください。</p> <p data-bbox="1211 1313 2130 1393">図書の提出後、大阪市担当者が提出図書と現地の状況が合致しているか等を確認し、調査結果をお知らせします。</p> <p data-bbox="1211 1409 2130 1441">※ 図書の添付漏れ、記載漏れ等がある場合は事前相談図書を再提出して</p>

いただく場合があります。

◎提出図書

[ (1) 略 ]

(2) 通路の現況図 (P15 参考図参照)

通路が接続する道路から申請敷地までの現況について現地調査の上、作成してください。

縮尺、方位、通路に接する建築物の配置、主要な出入口の位置、通路幅員、幅員の基点となる構造物（側溝、縁石、塀、庇など）、申請敷地から道路までの通路の延長、通路中心線及び通路と道路の境界線を記載してください。

袋路状道路に接続する通路の場合は、袋路状道路部分も含めて現況図を作成してください。

[ (3) 略 ]

(4) 建築計画図

予定建築物の平面図、配置図及び延べ面積のわかる資料を添付してください。

建築計画の詳細が未定の場合は建物用途、おおよその延べ面積、階数及び構造を配置図に記載してください。

また、建築計画の用途が共同住宅もしくは長屋の場合は、計画の住戸数を記載してください。

(5) 建物の登記簿謄本の写し

(6) 申請敷地の土地の登記簿謄本の写し

(7)・(8) [略]

頂く場合があります。

◎提出図書

[ (1) 同左 ]

(2) 通路の現況図 (P14 参考図参照)

通路が接続する道路から申請敷地までの現況について現地調査の上、作成してください。

縮尺、方位、通路に接する建築物の配置、主要な出入口の位置、通路幅員、幅員の基点となる構造物（側溝、縁石、塀、庇など）、申請敷地から道路までの通路の延長、通路中心線及び通路と道路の境界線を記載してください。

袋路状道路に接続する通路の場合は、袋路状道路部分も含めて現況図を作成してください。

[ (3) 同左 ]

(4) 建築計画図

予定建築物の平面図及び配置図を添付してください。

建築計画の詳細が未定の場合は建物用途、階数及び構造を配置図に記載してください。

(5) 建物謄本の写し

[新設]

(6)・(7) [同左]

### 3. 基本計画の提出

次の図書を作成し、1部提出してください。

※ 許可申請を行う建築物の計画を提出してください。

※ 提出後に計画が変更となる場合は、基本計画を再提出していただく場合があります。

#### ◎提出図書

※ (2)(3)について、事前相談時の協議内容を反映したものを作成してください。

[ (1) 略 ]

(2) 付近見取図 (2.(1) 参照)

(3) 通路の現況図 (2.(2) 参照)

(4) 配置図

縮尺、方位、隣地境界線、通路境界線、計画建築物の位置及び出入口の位置、擁壁の位置、土地の高低差、通路中心の高さ、通路中心線並びに庇、塀、側溝等、通路境界を示す構造物を記載してください。

通路幅員、隣地境界線及び通路境界線の長さ並びに建築物の配置寸法を記載してください。

敷地前面の通路断面を記載し、敷地と通路の境界の整備方法を明示してください。

建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条(5)の適用を受ける場合は、通路と反対側の敷地境界線から建物の先端部分 (屋根、庇、樋、シャッターボックス、面格子、給湯器、室外機等の突出物を含む)までの距離を記

### 3. 基本計画の提出

[同左]

[ (1) 同左 ]

(2) 付近見取図

(3) 通路の現況図

(4) 配置図

縮尺、方位、隣地境界線、通路境界線、計画建築物の位置及び出入口の位置、擁壁の位置、土地の高低差、通路中心の高さ、通路中心線並びに通路境界を示す構造物を記載してください。

通路幅員、隣地境界線及び通路境界線の長さ並びに建築物の配置寸法を記載してください。

敷地前面の通路断面を記載し、敷地と通路の境界の整備方法を明示してください。

建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条(5)の適用を受ける場合は、通路と反対側の敷地境界線から建物の先端までの距離を記載してください。

載してください。

[ (5) ~ (9) 略 ]

(10) 日影図

法第 56 条の 2 の規定の適用を受ける場合は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 (29) 項に掲げる図書を添付し明示すべき事項を記載してください。

申請敷地の真北がわかるように、白地図を縮尺 1/500 に拡大して添付してください。白地図の入手については大阪市ホームページ「マップナビ大阪」をご活用ください。

[ (11) 略 ]

#### 4. 許可申請

次の図書を作成し、(1) ~ (26) の記載順に正副 2 部提出してください。  
また、「原本」とあるものは正本に原本、副本に写しを添付してください。  
((20) 承諾書は正本に写し、副本に原本を添付してください。)

##### ◎提出図書

※ (1)、(2) の様式については大阪市ホームページよりダウンロードできます。

※ (5) ~ (14) の各図書に、建築士法第 20 条第 1 項の定めのとおり、建築士である旨の表示をして記名してください。

※ (3)、(5) ~ (14)、(23) の各図書について、事前相談及び基本計画の協議内容を反映したものを添付してください。

[ (1) ~ (15) 略 ]

(16) 申請敷地の土地の登記簿謄本 (原本：発行後 3 ヶ月以内)

[ (5) ~ (9) 同左 ]

(10) 日影図

法第 56 条の 2 の規定の適用を受ける場合は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 (30) 項に掲げる図書を添付し明示すべき事項を記載してください。

申請敷地の真北がわかるように、白地図を縮尺 1/500 に拡大して添付してください。白地図の入手については大阪市ホームページ「マップナビ大阪」をご活用ください。

[ (11) 同左 ]

#### 4. 許可申請

次の図書を作成し正副 2 部提出してください。

##### ◎提出図書

※ (5) ~ (14) の各図書に、建築士法第 20 条第 1 項の定めのとおり、建築士である旨の表示をして記名してください。

※ (3) ~ (14)、(18)、(21) の各図書について、事前相談及び基本計画の協議内容を反映したものを添付してください。

[ (1) ~ (15) 同左 ]

(16) 申請敷地の土地の登記簿謄本 (原本：発行後 3 ヶ月以内)

申請者が敷地の所有者であることが登記簿謄本で確認できない場合は、売買契約書等、申請者と登記名義人の関係を示す書類等を添付してください。

(17) 通路の敷地となる土地の登記簿謄本（原本：発行後3ヶ月以内）

[ (18)・(19) 略]

(20) 承諾書（第5号様式）

正本に写し、副本に原本を添付してください。

[ (21)～(24) 略]

(25) 境界明示図書等

敷地が官公有地と接する場合、又は官公有地と接する通路（部分的な場合を含む）を申請者が所有する場合は、官公有地の管理者が証明する境界明示図書等を添付してください。

[ (26) 略]

## 5. 建築審査会

建築審査会は通常毎月1回開催されます。

個別の審議が必要となる場合は、審査会開催日の1ヶ月前までに基本計画の協議を終え、2週間前までに許可申請を行う必要があります。

また、担当者と協議の上で、建築審査会用図書を別途作成してください。建築審査会用図書は協議の上で作成したものを許可申請までに1部提出し、審査会開催日の1週間前までに22部提出してください。また、担当者と協議のうえ、建築審査会（傍聴用）図書を作成し、審査会開催日の3日前までに10部提出してください。

(17) 通路の敷地となる土地の登記簿謄本（原本：発行後3ヶ月以内）又は要約書

[ (18)・(19) 同左]

(20) 承諾書（第5号様式）

[ (21)～(24) 同左]

(25) 境界明示図書等

敷地又は通路が官公有地と接する場合は、その管理者が証明する境界明示図書等を添付してください。

[ (26) 同左]

## 5. 建築審査会

建築審査会は通常毎月第1木曜日に開催されます。

個別の審議が必要となる場合は、審査会開催日の1ヶ月前までに基本計画の協議を終え、2週間前までに許可申請を行う必要があります。

また、担当者と協議の上で、建築審査会用図書を別途作成してください。建築審査会用図書は協議の上で作成したものを許可申請までに1部提出し、審査会開催日の1週間前までに22部提出してください。

◎建築審査会用図書

※各図書の詳細について担当者と協議のうえ作成してください。

[ (1)・(2) 略]

- (3) 用途地域図 (4. (4) 参照)
- (4) 付近見取図 (2. (1) 参照)
- (5) 周辺建物現況図
- (6) 現況写真 (2. (3) 参照)
- (7) 通路の現況図 (2. (2) 参照)
- (8) 配置図 (3. (4) 参照)
- (9) 各階平面図 (3. (5) 参照)
- (10) 立面図 (3. (6) 参照)
- (11) 断面図 (3. (7) 参照)
- (12) 日影図 (3. (10) 参照)

◎建築審査会（傍聴用）図書

上記、建築審査会用図書を次に掲げる (1)～(3) の規定に従って作成してください。

(1) 各階平面図、断面図、住戸タイプ別平面図については、図を消去し、『建物内部の詳細情報につき、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき非公開とする。』と記載すること。

配置図等で建物内部の詳細情報を示しているものは、当該箇所を消去し、「申請建物」と表記すること。

(2) 傍聴用資料はA3サイズで印刷すること。(表紙不要)

(3) 設計者の氏名及び建築士番号は不要。

◎建築審査会用図書

※各図書の詳細について担当者と協議のうえ作成してください。

[ (1)・(2) 同左]

- (3) 付近見取図
- (4) 周辺建物現況図
- (5) 通路の現況図
- (6) 配置図
- (7) 各階平面図
- (8) 立面図
- (9) 断面図
- (10) 日影図
- (11) 現況写真

[新設]

## Ⅱ. 許可後の手続き

### 1. 工事完了時の確認

検査済証の交付に際し、建築物及び通路等の状況が許可時の内容と同じであることを確認するために次の図書を提出してください。

※図書の添付漏れ、記載漏れ等がある場合は図書を再提出していただく場合があります。

#### ◎提出図書

[ (1) 略 ]

#### (2) 建築物の先端部分から敷地境界線までの距離がわかる写真

許可取扱要綱第5条(5)の適用を受ける場合、2方向から撮影するなど、通路等の反対側の敷地境界線から建築物の先端までの水平距離が全面にわたって確認できる写真を添付してください。

スケール等により建築物の先端部分 (屋根、庇、樋、シャッターボックス、面格子、給湯器、室外機等の突出物を含む) から敷地境界線までの距離がわかるように、測定状況(ズームアウト)、始点及び終点の目盛(ズームイン)が確認できるように撮影してください。

建物の両端及び距離が最小となる部分 は距離が確認できるように撮影してください。

[ (3) ~ (6) 略 ]

### 2. 変更承認申請

許可後は原則として、許可申請の内容を変更することはできません。

ただし、変更後の計画が変更時における要綱及び本要領に適合し、かつ次

## Ⅱ. 許可後の手続き

### 1. 工事完了時の確認

検査済証の交付に際し、建築物及び通路等の状況が許可時の内容と同じであることを確認するために次の図書を提出してください。

#### ◎提出図書

[ (1) 同左 ]

#### (2) 建築物の先端部分から敷地境界線までの距離がわかる写真

許可取扱要綱第5条(5)の適用を受ける場合、通路等の反対側の敷地境界線から建築物の先端までの水平距離が確認できる写真を添付してください。

スケール等により建築物の先端部分 から敷地境界線までの距離がわかるように、測定状況(ズームアウト)、始点及び終点の目盛(ズームイン)が確認できるように撮影してください。

建物の両端及び距離が最小となる部分 の距離が確認できるように撮影してください。

[ (3) ~ (6) 同左 ]

### 2. 変更承認申請

許可後は原則として、許可申請の内容を変更することはできません。

ただし、変更後の計画が変更時における要綱及び本要領に適合し、かつ次

のいずれかに該当する場合で、市長がこれを承認する変更についてはこの限りではありません。

ア. 建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更<sup>ア</sup>に該当するもの。

イ. その他、交通上、安全上、防火上及び衛生上の有害の度が高くないものとして市長が認めるもの。

※ 変更承認申請に該当しない変更を行う場合は「5. 許可申請の取りやめ」による届書を提出し、許可を再申請してください。

変更承認申請を行う場合は次の図書を作成し、正副 2 部提出してください。

◎提出図書

(1) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可変更承認申請書 (正)・通知書 (副)

[ (2) ~ (6) 略 ]

[ 3.・4. 略 ]

#### 5. 許可申請の取りやめ

許可を受けた建築物に関する工事を取りやめる場合又は許可内容の変更等により許可の再申請を行う場合は、次の図書を作成し、1 部提出してください。

◎提出図書

[ (1) 略 ]

(2) 許可通知書及び許可申請書の副本

取りやめを行う許可申請の許可通知書及び副本を添付してください

のいずれかに該当する場合で、市長がこれを承認する変更についてはこの限りではありません。

ア. 建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更<sup>ア</sup>に該当するもの。

イ. その他、交通上、安全上、防火上及び衛生上の有害の度が高くないものとして市長が認めるもの。

※ 変更承認申請に該当しない変更を行う場合は「5. 許可申請の取止め」による届書を提出し、許可を再申請してください。

変更承認申請を行う場合は、次の図書を作成し正副 2 部提出してください。

◎提出図書

(1) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可変更承認申請書 (正)・通知書 (副)

[ (2) ~ (6) 同左 ]

[ 3.・4. 同左 ]

#### 5. 許可申請の取止め

許可を受けた建築物に関する工事を取止める場合又は許可内容の変更等により許可の再申請を行う場合は、次の図書を作成し 1 部提出してください。

◎提出図書

[ (1) 同左 ]

(2) 許可通知書及び許可申請書の副本

取止めを行う許可申請の許可通知書及び副本を添付してください

い。

(3) 委任状

取りやめ届の手続きを代理者に委任する場合に必要です。

[ (4) 略 ]

第2号様式

[様式 別紙2 挿入]

第3号様式

[様式 別紙4 挿入]

第4号様式

[様式 別紙6 挿入]

第5号様式

[様式 別紙8 挿入]

通路現況図 (参考図)

[図 別紙10 挿入]

法第43条第2項第2号許可申請手続きの流れ

[図 別紙12 挿入]

い。

(3) 委任状

取止め届の手続きを代理者に委任する場合に必要です。

[ (4) 同左 ]

第2号様式

[様式 別紙1 挿入]

第3号様式

[様式 別紙3 挿入]

第4号様式

[様式 別紙5 挿入]

第5号様式

[様式 別紙7 挿入]

通路現況図 (参考図)

[図 別紙9 挿入]

法第43条第2項第2号許可申請手続きの流れ

[図 別紙11 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

[正]

建築基準法第43条第2項第2号許可変更承認申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者（建築主又は当該建築物の所有者）

住 所.....

氏 名.....

下記の建築基準法第43条第2項第2号許可建築物について変更いたしたく承認申請します。

記

建築物名称.....

建築物所在地 [ ] 区.....

許可年月日 .....年 月 日

許可番号 第.....号

主な変更内容.....

※承認番号 大計建企第 号

※承認年月日 令和 年 月 日

決 裁 欄	課 長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

[副]

大計建企第  
[令和 年] 月 日

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可変更承認通知書

.....  
..... 様

大阪市長



下記の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可建築物の変更について承認します。

記

建築物名称 .....  
建築物所在地 大阪市 ..... 区.....  
許可年月日 ..... 年 ..... 月 ..... 日  
許可番号 第..... 号  
主な変更内容 .....  
.....  
.....

[正]

建築基準法第43条第2項第2号許可変更承認申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者（建築主又は当該建築物の所有者）

住 所.....

氏 名.....

下記の建築基準法第43条第2項第2号許可建築物について変更いたしたく承認申請します。

記

建築物名称.....

建築物所在地 大阪市 区.....

許可年月日 年 月 日.....

許可番号 第.....号

主な変更内容.....

※承認番号 大計建企第.....号

※承認年月日 年 月 日

決 裁 欄	課 長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任

[副]

大計建企第  
[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可変更承認通知書

.....  
..... 様

大阪市長

印

下記の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可建築物の変更について承認します。

記

建築物名称 .....  
建築物所在地 大阪市 ..... 区 .....  
許可年月日 ..... 年 ..... 月 ..... 日  
許可番号 第 ..... 号  
主な変更内容 .....  
.....  
.....

令和 年 月 日

許可建築物に関する建築主の名義変更届

大阪市長 様

届出者（新建築主）  
住所  
氏名

下記のとおり建築主の名義を変更しましたので届け出ます。

記

許可年月日（許可番号）	年 月 日（第 号）
建築物名称	
建築物所在地	大阪市 区
名義変更年月日	年 月 日
新建築主	住所 氏名
旧建築主	住所 氏名
名義変更理由	

年 月 日

### 許可建築物に関する建築主の名義変更届

大阪市長 様

届出者（新建築主）  
住所  
氏名

下記のとおり建築主の名義を変更しましたので届け出ます。

#### 記

許可年月日（許可番号）	年 月 日（第 号）
建築物名称	
建築物所在地	大阪市 区
名義変更年月日	年 月 日
新建築主	住所 氏名
旧建築主	住所 氏名
名義変更理由	

# 承諾を得たことを証する書面

(念書)

令和\_\_年\_\_月\_\_日

特定行政庁 大阪市長 様

(申請者) 住 所

氏 名



印

TEL

今般、大阪市 区 丁目 番 について、建築基準法第43条第2項第2号許可の申請をするにあたり、建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要綱第10条の規定に基づき、別添の承諾書の内容のとおり、現状の通路を確保することについて関係権利者の承諾を得ました。

なお、この件を含め、建築に際し諸問題が発生した場合は、当方で責任を持って解決することを誓約します。

# 承諾を得たことを証する書面

(念書)

「-----」年 月 日

特定行政庁 大阪市長 様

(申請者) 住 所

氏 名 ○ 姓

TEL

今般、大阪市 区 丁目 番 について、建築基準法第43条第2項第2号許可の申請をするにあたり、建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要綱第10条の規定に基づき、別添の承諾書の内容のとおり、現状の通路を確保することについて関係権利者の承諾を得ました。

なお、この件を含め、建築に際し諸問題が発生した場合は、当方で責任を持って解決することを誓約します。

# 承諾書

大阪市 区 丁目 番 における、建築基準法  
第43条第2項第2号許可の申請について、現状の通路を確保すること  
に承諾します。

番号	当該通路の地名・地番（自書）	権利の種類	権利を有する者の住所・氏名（自書）	承諾年月日（自書）
1		・所有権 ・その他		年 月 日
2		・所有権 ・その他		年 月 日
3		・所有権 ・その他		年 月 日
4		・所有権 ・その他		年 月 日
5		・所有権 ・その他		年 月 日
6		・所有権 ・その他		年 月 日
7		・所有権 ・その他		年 月 日
8		・所有権 ・その他		年 月 日

## 承 諾 書

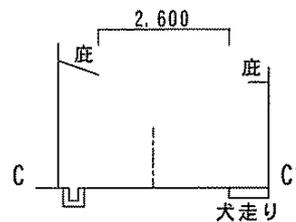
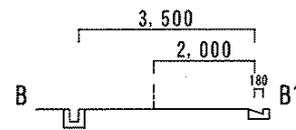
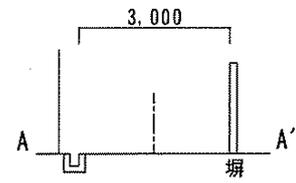
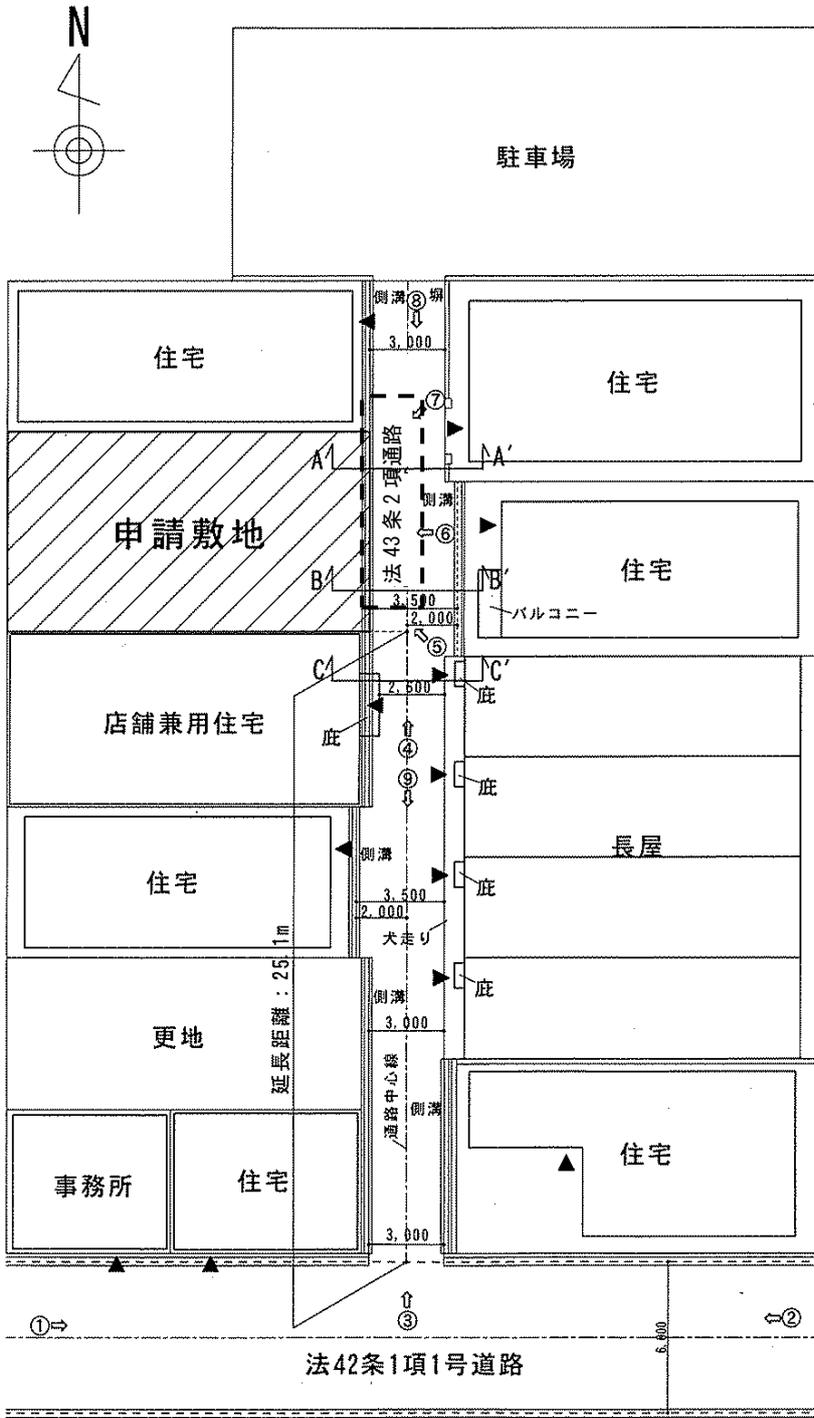
大阪市 区 丁目 番 における、建築基準法  
第43条第2項第2号許可の申請について、現状の通路を確保すること  
に承諾します。

番号	当該通路の 地名・地番	権利の種類	権利を有する者の 住所・氏名（自書）	承諾年月日 （自書）
1		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
2		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
3		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
4		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
5		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
6		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
7		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日
8		・所有権 ・その他 (            )		年    月    日

※登記簿謄本に記載されている所有権やその他権利を有するご本人以外の方が署名される場合は、住所・氏名欄の1行目に「【登記簿謄本の所有者氏名等】の〇〇」と、関係性を記載してください。  
 （〇〇の例：相続人、法定代理人、未成年後見人、成年後見人、清算人 など）  
 なお、必要に応じて関係性を証明する資料の添付を求めています。

通路の現況図 (参考図)

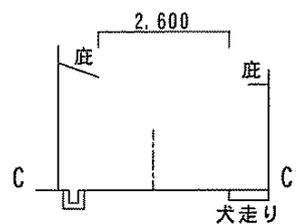
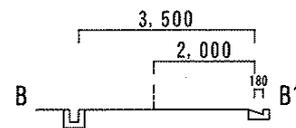
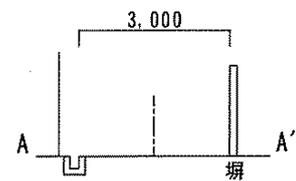
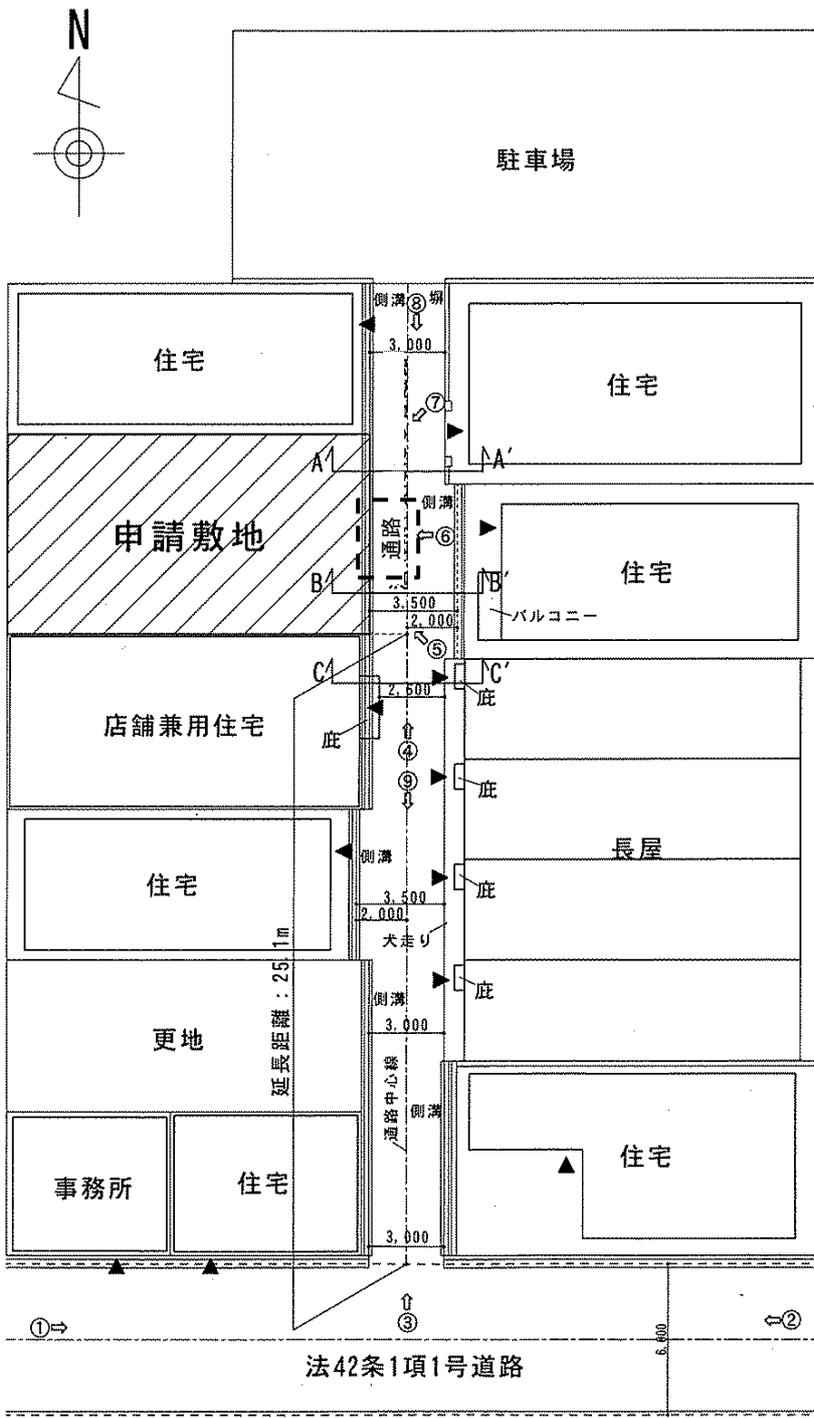
S = 1 / 〇〇〇



断面図  
S = 1 / 〇〇〇

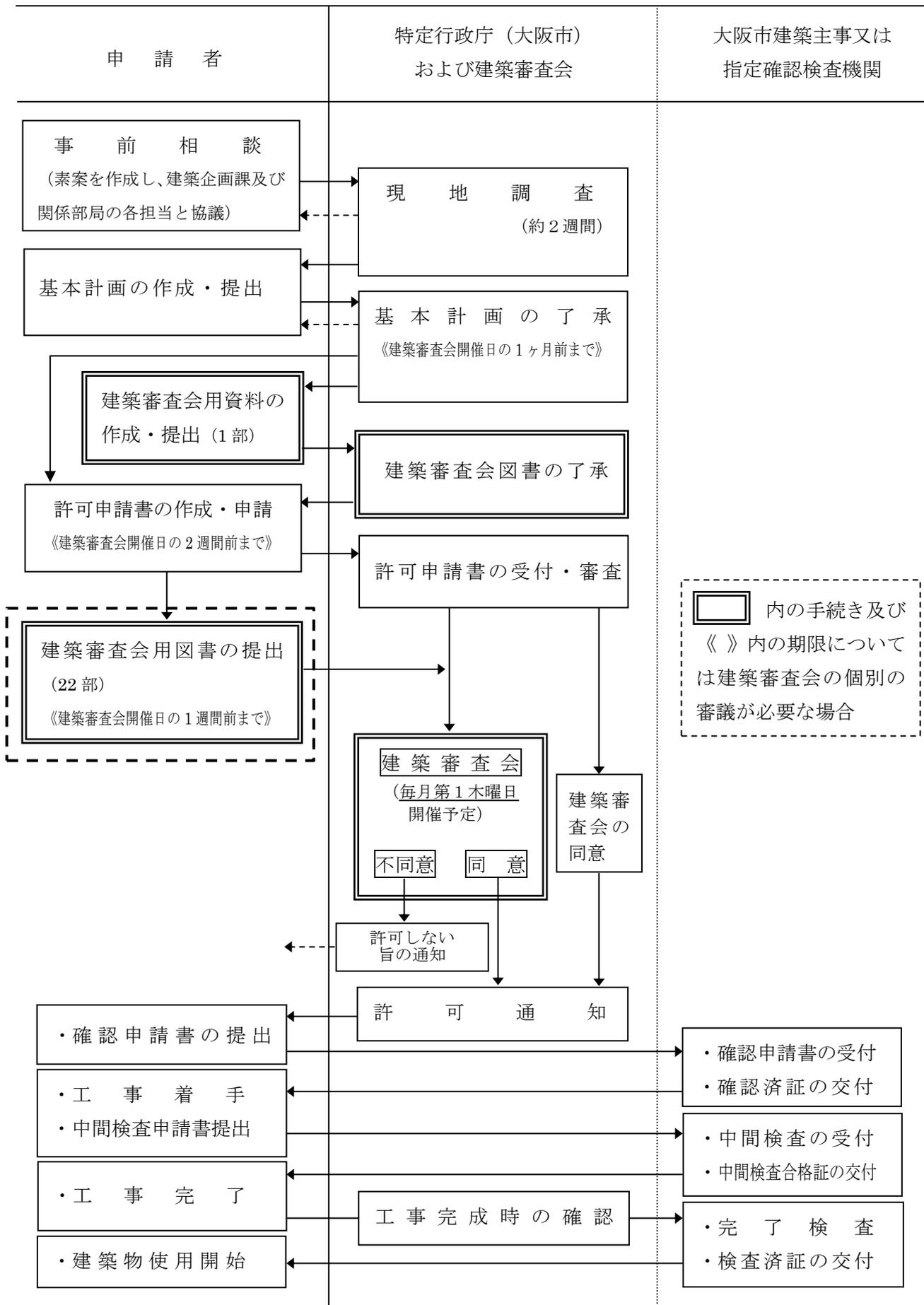
通路の現況図 (参考図)

S = 1 / 〇〇〇



断面図  
S = 1 / 〇〇〇

法第 4 3 条第 2 項第 2 号許可申請手続きの流れ



### 法第43条第2項第2号許可申請手続きの流れ

